

# 駿河台大学学術情報リポジトリ運用指針（ガイドライン）

（趣旨）

第1条 本指針は駿河台大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に係る基本的事項を定める。

2. 駿河台大学（以下「本学」という。）は、本学の構成員の研究・教育活動の成果（以下「コンテンツ」という。）を電子的形態によって収集、蓄積、保存（以下「登録」という。）し、学内外に無償で公開することにより、教育研究の発展に資するとともに、広く社会に貢献するため、リポジトリを運営する。

（統括責任者）

第2条 リポジトリの管理運営を統括するため、統括責任者を置き、メディアセンター長（以下「センター長」という）をもって充てる。

（所管委員会）

第3条 リポジトリの管理運営に関する重要事項は、アーカイブズ運営委員会において審議する。

（事務及び管理）

第4条 リポジトリの事務及び管理については、メディアセンター事務部が行う。

（コンテンツの登録及び公開要件）

第5条 リポジトリに登録及び公開するコンテンツは、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 教育・学術的な研究成果であること
- (2) 本学における教育・研究活動により作成されたもの、及び第6条に定める登録資格者が関与する教育・研究活動により作成されたものであること。
- (3) 電子ファイルで作成され、ネットワークを通じて安全に公開・配信できること。
- (4) 公開の許諾を得た著作物、または公開を許諾する著作物であること。
- (5) 公開にあたり、法令、本学諸規程、公序良俗、情報セキュリティ、守秘義務等に照らして、問題の生じないものであること。
- (6) その他公開することについて問題が生じないものであること。
- (7) 以下のいずれかに該当するものであること。
  - ① 修士論文及び修士論文要旨
  - ② 学術雑誌論文（投稿・査読の前後、掲載実績の有無を問わない）
  - ③ 本学紀要及び学内刊行物に掲載された資料
  - ④ 図書（単著の全体及び共著等の際に登録資格者が執筆を担当した部分）
  - ⑤ 学会・講演会等発表資料
  - ⑥ 調査・研究報告書
  - ⑦ 教育資料（教材、講義資料等）
  - ⑧ 科研費等研究助成金による研究成果の報告書
  - ⑨ 本学所蔵の学術資料
  - ⑩ その他（センター長が認めたもの）

（登録資格者）

第6条 リポジトリにコンテンツを登録できる者は以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教員・職員（常勤・非常勤を問わない）
- (2) 本学大学院研究科に在籍する、または在籍したことのある大学院生
- (3) センター長が特に認めた者

（細則）

第7条 この運用指針に定めるもののほか、リポジトリに関し必要な事項は、別に定める。